

諮問庁：北九州市長

諮問日：令和3年6月23日（諮問第67号）

答申日：令和4年1月21日（答申第67号）

答 申 書

第1 審査会の結論

北九州市長が行った不存在を理由とする不開示決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

令和3年1月19日付けで北九州市個人情報保護条例（平成16年北九州市条例第51号。以下「条例」という。）第16条第1項に規定する開示請求権に基づき行った、「平成30年7月、「週5日のリワーク利用を3か月続けること」が私の復職の条件とされた経緯が分かるもの」を対象とする保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して、同年2月2日付け北九〇〇第388号及び北九総人給第503号により北九州市長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、取消しを求める（以下「本件審査請求」という。）。

2 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張は、概ね次のように要約される。

- (1) 平成30年、休職中の審査請求人は北九州市から「週5日の終日利用を3か月続けること」が復職の条件であると告げられた。本件開示請求は、その条件が定められた経緯等を知ることが目的である。
- (2) 〇〇が作成した「診断書補足資料」によれば、平成30年7月19日に〇〇は、審査請求人の上司である市民課長及び総務企画課庶務係長と面談し、その際に市民課長及び総務企画課庶務係長から「週5日の終日利用を3か月続けることが復職の条件」と告げられた。一方で、それ以前の主治医の見解は、週3日の利用で差し支えないというものであった。〇〇は、主治医の意見を踏まえて当初作成された週3日の利用計画を〇〇区役所の意向で週5日の利用計画に変更した。
- (3) 「復職の条件」を「週5日の終日利用を3か月続けること」とする場合でも、それは「週5日の利用が必要」という主治医の意見に基づいたものでなければならない。しかし、もし主治医が雇用主から「週5日利用が復職の条件です」と告げられたとしたら、良心的な主治医ほどそれを治療方針とするであろうことは十分考えうる。結果として「週5日利用は主治医の治療の一環であり、その履行が

復職の条件」という外形が整うことになる。

- (4) 公務に関しての市職員の発言・行動に対して「市の決定」と受け止めた市民からの説明要求に対して、「市にはそのような権限はない。だから当然記録もない。そのような発言・行動のことは知らない。以上」で、市民は納得するものだろうか。市民の一人として審査請求人は納得できていない。

第3 処分庁の主張

1 処分庁の主張の要旨

処分庁の主張は、概ね次のように要約される。

- (1) 本件審査請求の争点は、処分庁が「市が週5日のリワーク利用を3か月続けることを復職の条件と決定した」文書及び「それを決定した経緯がわかる資料」を保有しているか否かである。
- (2) 審査請求人の休職中の週5日のリワーク治療を求めたのは、主治医である〇〇医師と、リワーク治療先である〇〇の医師である。そして、そのような主治医の治療方針を受けて、産業医からも、復職に向けて「リワークに3か月から4か月毎日通い、その後、試し出勤をして復帰を考えてはどうか」との提案があったものである。所属長や衛生管理者からは、審査請求人の復帰を早めるために、これらの方針や提案を受け入れるよう、働きかけたに過ぎない。
- (3) 市が復職の条件を定めたことはないことから、その条件を定めた経緯がわかる資料も当然に存在しない。
- (4) 平成30年7月19日の〇〇との面談の際に、市民課長及び総務企画課庶務係長が週5日のリワーク利用を3か月続けることが復職の条件と告げたことはない。

2 結論

よって、原処分は適法かつ正当な処分であり、本件審査請求は理由がないから、棄却を求める。

第4 審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、審議を行った。

- ① 令和3年6月23日 諮問の受付
- ② 令和3年8月12日 審議
- ③ 令和3年10月26日 処分庁からの意見聴取、審議
- ④ 令和3年11月30日 審査請求人からの意見聴取、審議
- ⑤ 令和4年1月18日 審議

第5 審査会の判断の理由

当審査会は、本件審査請求の対象となった本件保有個人情報の不開示決定について、処分庁及び審査請求人の主張を検討した結果、以下のとおり判断する。

1 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、市が「週5日のリワーク利用を3か月続けること」を審査請求人の復職の条件と決定した経緯が分かるものである。

2 本件保有個人情報の保有の有無について

- (1) この点、市の復職手続においては、主治医及び産業医が医学的見地から復職可能と判断した後に、北九州市職員衛生管理審査会に諮問され、同審査会での答申をもって復職の可否が決定されていることが認められ、かかる復職手続において、市が復職の条件を決定することとされていない。
- (2) また、〇〇作成の平成30年9月3日付け「北九州市職員衛生管理審査会診断書」には、「〇〇のリワークで週5日の参加を求められた」、「当院（〇〇）でも〇〇の利用を週5日利用するように強く勧めた」と記載されている。同診断書は、専門医が作成した客観的証拠としてその信用性は十分に認められることから、「週5日のリワーク利用」の条件については、市ではなく、審査請求人の主治医である〇〇医師やリワーク治療先の〇〇の医師が決定したものと認められる。
- (3) そうすると、市が審査請求人の復職の条件を決定しなかったことは、前記復職手続と同診断書の前記記載内容に照らせば、特段、不自然ではないことから、市が「週5日のリワーク利用を3か月続けること」を審査請求人の復職の条件と決定した経緯が分かるものが存在していなかったとしても、特段、不合理とは認められない。
- (4) この点、審査請求人は、〇〇が作成したとする「診断書補足資料」を根拠に、当初の主治医の意見は週3日の利用であったが、〇〇区役所の意向で週5日の利用に変更された旨を主張するが、同書面の作成日は不明であり、作成者の押印もなく、作成経緯も判然としないことから、根拠として不十分であると考えられるため、審査請求人の右主張は採用できない。
- (5) よって、当審査会としては、審査請求人が請求する本件保有個人情報が存在するとは認められず、他に存在することがうかがわれる事情も存しないことから、原処分が不存在を理由に不開示と決定したことは妥当と判断する。

3 付言

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々主張しているが、これらはいずれも当審査会の前記判断を左右するものではない。

4 まとめ

以上のとおり、原処分は適法かつ妥当であり、本件審査請求には理由がないと認められるので、前記第1のとおり判断する。

北九州市個人情報保護審査会

会長	時 枝 和 正
委員	姜 信 一
委員	重 永 西 子
委員	日 高 京 子
委員	松 木 摩耶子